

京都府建築物耐震改修促進計画の一部改定（中間案）について （沿道建築物の耐震化）

平成28年10月
建設交通部

京都府建築物耐震改修促進計画（平成28～37年度）に、沿道建築物の耐震化に関する事項を追加します。

追加事項

●緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の目標

○緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の方針
府内の防災拠点施設への円滑な通行を確保するため、府及び市町村が連携し、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する。

○対象道路の指定

市町村の区域を越える救助活動等の支援のために、地震直後において通行の確保が必要な施設を結ぶ道路を緊急輸送道路から選定する。

・高速道路網を基幹道路として構成

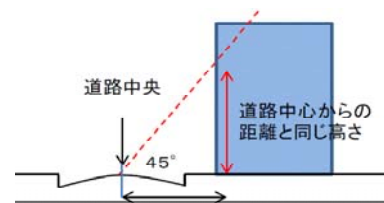
・迅速な救助活動等を実施するために必要とされる施設とインターチェンジを結ぶ緊急輸送道路を選定

◇対象施設：府庁・広域振興局、広域防災活動拠点、自衛隊駐屯地、PAZ避難時集結場所

○対象建築物＜通行障害既存耐震不適格建築物：耐震改修促進法第5条第3項第2号＞
昭和56年5月31日以前に着工し、地震時に道路を閉塞するおそれがある建築物（下図参照）を耐震化の対象とする。

①道路幅員12m超 道路中央から45度のラインより高い部分がある建築物
（右図参照）

②道路幅員12m以下 道路幅員が12mとして設定した①のラインより高い部分がある建築物



○耐震診断結果の報告期限

対象建築物の所有者は、計画で定める報告期限（5年程度）までに建築物所在地の所管行政庁（京都府・京都市・宇治市）に対象建築物の耐震診断結果を報告する。

●緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・耐震改修の支援

○耐震化の支援

対象建築物の所有者に周知し、耐震診断の実施を支援するとともに、耐震性が不足する建築物については、耐震改修等の耐震化を促進する。